

参考1：厚生労働省「障害老人の日常生活自立度判定基準」

ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 J-1. 交通機関等を利用して外出する J-2. とおり近所へなら外出する
ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 A-1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する A-2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 B-1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う B-2. 介助により車いすに移乗する
ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する C-1. 自力で寝返りをうつ C-2. 自力では寝返りをうたない

参考2：厚生労働省「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」

ランク I		何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
ランク II	ランク II a	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭外で上記の症状が見られる。
	ランク II b	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭内でも上記の症状が見られる。
ランク III	ランク III a	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。日中を中心として上記のような症状が見られる。
	ランク III b	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。夜間を中心として上記のような症状が見られる。
ランク IV		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
ランク M		著しい精神症状や問題行為あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

### 参考3：日常の意思決定を行うための認知能力

毎日の日課における意思決定。

0. 自立：	首尾一貫して理にかなった判断ができる
1. 限定的な自立：	新しい事態に直面した時にのみいくらかの困難がある。たとえば、普段は問題ないが、新しい検査を受けるときに指示に従えない、混乱するなど
2. 軽度の障害：	特別な状況において、判断力が弱く、合図や見守りが必要である。たとえば、普段は問題ないが、検査時は常に混乱するなど
3. 中程度の障害：	普段から判断力が弱く、合図や見守りが必要である
4. 重度の障害：	判断できないか、まれにしか判断できない